九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

ドイツにおける一八七九年の関税改正

近江谷, 左馬之介

https://doi.org/10.15017/4362493

出版情報:經濟學研究. 26 (1), pp.79-96, 1960-05-25. Society of Political Economy, Kyushu

University バージョン: 権利関係:

イツにおける一八七九年の関税改正

近 江 谷左馬之介

遇をかちえるために利用されたという性質を失はないので の年のドイツ=オーストリア通商条約においてあたえられ 頂点にたつするのである。六八年の関税率の引下げは、こ 七三年一〇月一日以降、 初頭のかかる改正によつて、けつきよく、銑鉄関税は一八 とめることを顧慮しない関税率の改正であつた。七〇年代 あるが、七○、七三年のそれは、 た認容を一般化したという意味で、なおも、外国からの優 ○年、七三年における自主的関税改正をへて、七七年には て、しだいに拡充されてゆくのであるが、六八年とくに七 原則的に確立されたドイツの自由貿易主義は、そののち六 ○年代末葉にかけてのヨーロッパ諸国との通商条約によつ 一八六二年のプロイセン=フランス通商条約によつて、 廃止され、鉄鋼製品、機械類など 直接の反対給付を他にも

> 税の秤にかかつたのである。≫ れば、六五年以降は一般に廃止されていた。それゆえに、 の側にふれた。しかし、それから、あらたな重心が保護関 意味したのである。こうして、 くむ鉄関税の廃止は、ドイツ自由貿易主義の完全な勝利を 鉄関税の変更≫なのであつた。だからこそ、鉄鉄関税をふ ≪全改正におけるもつとも重要なもの、いわば核心は、銃 ○、五○年代におけるしばしばの一時的な中止を度外視す な活動を展開するのであるが、農業関税にかんしては、 し、五〇年代の初頭からとくに六〇年代をつうじて、活潑 議≫(Kongress Deutscher Volkswirte) にしたいに結集 は、穀物輸出に特殊な利益をもつオスト・エ のイデオローグをいだく自由貿易運動が、《国民経済者会 またその代弁者に、≪飜訳された≫イギリス流の自由主義 ーや、北海=バルト海沿岸地方の商業資本家を中核とし、 せられることとなつたのである。とくにドイツにおいて の品目にかんしても、七七年一月一日以降、 ≪最後に、天秤は自由貿易 鉄関税が廃止 ルベのユンカ 四

(~) Lotz, Walther; Die Ideen der deutschen Handelspolitik

八 七 九年の 関 2 税改 正

第一号

第二十六巻

七九

1860 bis 1891 (Schriften des Vereins für Sozial-

Glrloff, Wilhelm; Die Finanz-und Zollpolitik des Deutschen Reiches usw. 1918, S.

転換をしめす徴候が、しだいしだい、一般的に醇成されて 確定されたとき、ほぼこれと時を同じくして、関税政策の 極をなしていた。しかるに、七〇年代初頭の関税改正によ 治的諸事情によつて複雑に粉飾されるのであるが、いづれ るいは南ドイツ諸邦のドイツ統一をめぐる反プロイセン的 つて、とくにユンカーに主導された自由貿易主義の勝利が にしても、ドイツ関税政策における自由貿易主義の他の対 ユンカー的立場を代表するというように、経済的および政 な、のちには分離主義的な立場とむすびつき、あるいは反 西ドイツの鉄鋼業者を中心とするこれらのグループは、 い、一貫して流れていた。とくに、南ドイツの綿糸業者 たものではない。その底流は、 保護関税の潮流は、 しかし、突如として湧きおこつてき すでに関税同盟の成立いら ぁ

きた。

Ŋ `1) ラムと減少している。この五ヶ年平均の数字のなかには 増加をしめしているが、七六/八○年には 五一・六キログ •四キログラムから七一/七五年の五七・四キログラムへの の銑鉄生産の上昇率は一八六五/七四年に九三%の増であ 機となつたものは、七三年のウィーン取引所のパニックに 産と消費にかんする若干の数字をひろつてみると、ドイツ はじまる恐慌のドイツへの波及であつた。いま、銑鉄の生 この≪転換≫の背景をなすもの、あるいはその直接の 人口一人当消費量も、 一八六六/七〇年の平均 三五

二マルクへ、またベッセマー鋼は三六六マルクから一二八 た。ウエストファーレンの銑鉄価格は一トン当一二〇マル 価格も 七三/七七年に おいていちぢるしい 低落を しめし ても恐慌前の水準に回復しなかつた。これに対応して、鉄 を上限および下限としてふくんでいるが、八〇年にいたつ 七三年の六八・五キログラムと七七年の四八・六キログラム クから四二マルクへ、同じく棒鉄は二七○マルクから一一 ルクへと低落したのであつた。このような沈滞は、その

る。 転換によつて果さるべきものとして、とらえられたのであ のと映じたし、それゆえに沈滞からの回復も、 とりわけて、七三年の銑鉄関税の廃止の責に帰さるべきも るものではない。 しかし、 ものとしては、けつして、関税政策に窮極的な原因を有す 一切の悪はもつぱらこれまでの自由貿易的関税政策、 皮相な 資本家的見解に おいて 関税政策の

- 1 Lotz, a. a. 0. S. 130 この数字はゼーリンクからの引用で
- 2 Lotz, a. a. 0. S. 130 ドイツ帝国統計年報(一八九一年)
- 3 Lotz, a. a. O. S. 130 注二と同じ。
- 4 schaftsgeschichte 1815 1914 (Zweite Aufl.) S. 317. Waltershausen, A. Sartorius von., Deutsche Wirt-
- 5 ントネルにたいして、輸入は、一一、一七九、〇九四ツェン 四/七七年(平均)には、銑鉄輸出五、八一三、三九一ツェ た。Lotz, a. a. トネルにたつし、いまなお、いちじるしい輸入超過であつ 一八七九年の関税率案によせた政府覚書によると、一八七 0. S. 131

1 ンの鉄鋼業者は保護同盟に結集し、 恐慌が勃発してまもなく、 ライン---ウェストフ この活動的グル

、七九年

. の

関

税 改 正

> 体であつて、その共通とするものは、保護関税へのつよい verband Deutscher Industrieller)が形成されるのである ない綿織物業者、捺染業者、ゾーリンゲンのナイフ製造業 志向で あつた。 これに反して、 中央同盟に 代表されてい ルザスの綿糸業者、ソーダ、砂糖、皮革、 が、この中央同盟は、東部西部の鉄鋼業者、南ドイツ、 さらに 七六年には ≪ドイツ工業者中央同盟≫ (Zentral-(Verein Deutscher Eisen=und Stahlindustrieller)' ープが中心となつて七四年には、≪ドイツ鉄鋼業者協会≫ さらに羊毛および亜麻工業の一部の部門を包括する団 製帽、 製紙工

て、 門が、大体において、 易政策の継続をのぞんでいた。中央同盟に結集した工業部 にもとずく輸出に直接の利益をもとめて、いづれも自由貿 低廉な 原料を 取得するために、 あるいは主として 低賃金 センのレースおよび下着製造業者は、あるいは、外国産 これらの工業は、 家内工業的に 経営されていた 部門であつた。 レムシャイトの中小鉄鋼業者、若干の化学部門、 機械制大工業 を代 表 するにたいし 中小規模のいづれも多かれ少なか ザク

第一号

いたが、 七五年にはなお鉄鋼業者協会は、 要求も、 された工業の保護は、 を有しており、 係をもつていたが、これらの大鉄鋼業は、みづからも高炉 鉄鋼業についても、 原料の価格騰貴の影響をつよくうけずにすむのであつた。 という面から保護関税に利益をもち、また、織物業として かつた。 織布とが同一の経営のもとに結合されるという傾向がつよ 的であつた。 ば、木棉工業のなかでは、 工業の≪保護≫であつた、 はその立場を異にしていたからである。このように、 い機械制的なそれによつて駆逐されるばあいには、 とりわけて棒鉄生産は、やはり少からず輸出に利害関 自家生産の綿糸を原料とするかぎりでは、関税による それゆえに、このような経営においては、 はじめのうちは、 織物業はむしろ、 しかも、 外国産の銑鉄を原料とする中小鉄鋼業者と 事態はこれとほぼ類似していた。条 工業一般のそれではなく、むしろ大 かかる旧来の織物業が、 いぜんとしておもに、 といつてよい。ところが、その かなり控えめのものであつた。 紡績業は近代的経営を代表して 高率な保護関税を要求す あたらし 家内工業 紡績業 紡績と 要求 ものは、

場を転換するにおよんで、また、 であつた。だから、自由貿易的な農業が、しだいにその立 られているように、もつばら≪戦術上の配慮≫によるもの 年の十一月に、北西グループの指導者がある書簡のなか る世論を形づくるようになつたのである。 いにより明確な姿容をとるにいたり、これが一般のいわゆ にたいする協調が整うにつれて、保護関税の要求も、 のこのようなあいまいな態度は、 のであつた。もちろん、鉄鋼業を中心とする保護関税論者 である、といつた、どちらかといえばかなりあいまいなも と承認するわけではけつしてなく≫けつきよく、 ることには異存がないが……≪しかし、この原則を正当だ のべているように、▲自由貿易の原則そのものを優先させ 廃止の延期を主張するにとどまつたし、その立場も、 るというよりは、むしろ、 現実の 事態に適合する 温和な保護関税への 復帰 七七年に予定されている鉄関税 工業と農業とのこの問題 同じ書簡のなかでもふれ 要望する 同じ

- Waltershausen, a. a. O. S. 316
 Waltershausen, a. a. O. S. 317
- b) Lotz, a. a. O. S. 124.

農産物は、全体として輸出超過をしめしていた。ビーネン げていた。 グレーバーの推定によれば、一八六○/六四年平均の輸出 輸出超過であつたが、小麦の輸出額が大きかつたために、 してライ麦を中心とするロシアの農産物の流入や、また、オ るドイツにもはいつてくるようになつた。これまでの主と でなく、さらにアメリカの小麦が、農産物自由貿易地域た ギリスおよびフランス市場において困難に逢着したばかり 七三年にいたつて、小麦ははじめて輸入超過となり、七六 のである。もともとドイツの農産物のうち、ライ麦は一八五 1ストリアとの競争のほかに、あらたな困難が加重された ロッパ市場への流入をもたらし、ドイツの穀物輸出は、イ 一年いらい輸入超過であり、大麦、燕麦、莢果作物はやや 農業においても、七〇年代の後半には、 九四〇万ターレルであつたという。」 交易手段の発達は、安いアメリカの穀物のヨ 事態は変貌をと しかるに、

> いう。 いう。 これと同時に、安い外国産穀物の流入は、穀物価格の た。これと同時に、安い外国産穀物の流入は、穀物価格の た。これと同時に、安い外国産穀物の流入は、穀物価格の いう。

- (1) Gerloff, a. a. O. S. 155.
- (⋈) Waltershausen, a. a. 0. S. 319.

保守党の有力な政治的基盤だつたのである。だから、保護関gung der Steuer=und Wirtschaftsreformer)の活動が理解されるのである。もともと、大土地所有者の有力団が理解されるのである。もともと、大土地所有者の有力団が理解されるのである。もともと、大土地所有者の有力団が理解されるのである。もともと、大土地所有者の有力団が理解されるのである。もともと、大土地所有者の有力団が理解されるのである。だから、保護関係であるこのような背景のもとで、のちに七九年の関税改正の精

八七九年の関税改正

ドイツは決定的に穀物輸入国に移行したのであつ

年以降、

第二十六巻

第一号

党は内容のない形式をうみだすという危険にさらされてい 税的な利害を事実上、前景におしださざるをえなくなつた 策一般にたいする熱狂的な敵対者なのであつた。すでにふ 業は、自由貿易はべつとして、≪自由主義≫の政治や教会政 税的な工業が《自由主義時代》には敬意を表しながらも、 六年の協会規約においては、まだ、≪自由貿易にもとづく に呼びおこす経済立法によつて、このことはなされるであ を教会に復帰させることはできない。しかし、おそらく と国家の体制問題を、その網領の前面にかかげている保守 のであるが、この問題にたいするかれらの態度は、≪教会 れたような情況のもとで、協会もしだいにかれらの保護関 る問題になるとこれにはげしく対立したのにたいして、農 こと関税問題というような、 ていたし、このオブラートのなかみにかんしても、 ろう≫というような、 るなら、 る…最良の教会制度といえ、国民がキリスト教から離反す 権威を愛する精神とのぞむ心をふたたび国民のあいだ なんのいみももたない。それは、けつして、国民 特殊な 政治的オブラートに 包まれ かれらの現実の利害にかかわ 一八七

また、 税と 消費税を 未済決の 問題としてとりあつかう》といつ の》の利益代理人であると思いこんだのである。 担になやむところの、 かわらず、いまなお農業の利益はドイツの将来の利益 らば、農業はその経済的地位が低下しつつあつたのにもか とりわけ痛痒を感じないですんだのである。さらにいうな とも感じられなかつたから、七三年の熱心な自由貿易論者 Ļ て、 はつきりと自己の利害問題として処理していたのにたいし た 口 るほど、いよいよ、じぶんが国家の経済―社会政策の全プ ると固く信じこんでいたし、またその地位が低下すればす が、その後数年もへずに保護関税論者に転換することに、 りさまであつた。いいかえるならば、工業は、関税問題を われわれは、 グラムの代表者であり、外国商品の流入や直接課税の負 みづからの現実的立場を明確に宣明できないようなあ あるいはこれに還元してはばかるところがなかつた。 農業のほうは、自己の特殊利益を一般的利益と錯覚 かれらじしんにとつては、この粉飾がべつだん矛盾 保護関税の反対者である、 みづからもその一員である《弱きも とはいえ、輸入関 一八七七

年の協会関税網領は、これに応じてまづ、特定の産業保護 をめざす関税は≪不公正≫であるが、輪入一般にたいして 律に課する関税は≪公正≫でありうるという主旨のもの いていた農業は、 つて補完せられるべき性質のものであつた。

農業的利益の保護であることはいうまでもない。このよう であつた。ここで、≪公正≫の名のもとに事実上要求され ているものは、 自由貿易一般の 放棄であり、 美質的には

し、いづれにせよ、両者の立場はともに保護関税を求める 的にまわりくどくその要求を理由づけたのであるが、しか に、工業はその利益を直接的に主張し、農業はいわば観念

りあつた。こうして、保護関税の要求をめぐる工業と農業 十月には、中央同盟と協会の代表者の会合がもたれ、七八 年には両グループともその代表者を互いに相互の集会に送 くとも原則的にはいちおう無意味なものとなり、同じ年の た。このことによつて、七七年初頭までの両者の反目は少 という点では、いまや同一の 原 則 にたつことがしめされ

制改革の原則とたやすくむすびつきえたし、 他方で、 ≪公正≫の立場からする保護関税の要求は、税 またこれによ

七九年の

関税改 F

との協調が成立することになつたのである。

ク(Bismarck)の財政改革の企図と一致した。こうして、 国の自立的な財政的基礎の確立を求めようとするビスマル ころが、かかる要求は、間接税と関税の増徴によつて、帝 を、同じく公正の原則の名によつて要求したのである。 らべて不当に重い直接課税を課せられていると不満をいだ 間接税と関税による直接税負担の軽減 工業資本にく

の連繋をえたのであつた。 (φ) Lotz, a. a. O. S. 139. ィルマンスの発言。 一八七七年の協会の集会におけるヴ

七七年の綱領は、その重要な諸点において、ビスマルクと

- Lotz, a. a. O. S. 140
- 5) Lotz, a. a. 0. S. 141.
) Lotz, a. a. 0. S. 142.
) Lotz, a. a. 0. S. 142.

=

もかかわらず、ビスマル のではなかつた。まづ、 ビスマルクにも転換が訪づれていた。その強大な権力に かれが議長をつとめる連邦参議院 クの地位はみかけほど安定したも

第一号

国の統 格を代表していた。しかるに、そのビスマルクは、 分離主義派、 していなかつたのである。 帝国宰相としてのかれは、 デンマークの国内異民族派は、 もともとドイツ帝国の分権的一面をしめしていたが、 一的要素である帝国議会に、 それにエルザス・ロートリンゲン、 帝国議会においては、中央党、 皇帝とともに、 あるいは 安定せる足がかりを有 帝国の統一的性 保守党によ ポーラン 同じ帝

の財政的基礎の確保は、いよいよ重要ないみを帯びていたはれた連邦諸邦や帝国議会の拘束からときはなされた帝国にとつて統一的国家権力の確立のためにかねがね必要と思いた。最後に、七四年の投票で三五万票を獲得した社会民いた。最後に、七四年の投票で三五万票を獲得した社会民

党とのあいだも、ここ数年来、しつくりとゆかなくなつて

あるいは進歩党によつて力づけられて、強力な反対派

また帝国建設いらいの与党たる国民自由

を形成していた。

事態が生じていた。帝国建設いらい、諸邦の予算編成は、他方、諸邦の側でも、財政改革を必須たらしめるような

ならば、ヴュルテムベルクは、

八二〇万マルクの負担軽減

のであつた。

七八年をつうじて歳計決算は黒字であつたが、その超過額た。たとえば、プロイセンにおいては、七〇年から七七/政がもはやその負担にたえられないという点に到達していが、このように変化した条件のなかで、経費の膨張は、財帝国との関連において、 いちぢるしい 変 化 をとげていた

関税・関税同盟税の配賦もなくなり、そのうえ、分担金とむ軍事費支出が帝国に移された反面、他方では、これまでのしていた。ところが、帝国建設以後、一方で軍人恩給をふく七一年まで、収支は、わずかの期間をのぞいて、ほぼ均衡

この事情はいつそう典型的である。ここでは、クへと激減をみせていた。ヴュルテムベルクに

は七二年の八、三〇〇万 マルク から七七年の五五〇万マル

おいては、

九年から

○万マルクであつたから、他の条件にしてひとしいとするハ二○万マルク、この期間の関税など配賦額は六○○万マルク、この期間の関税など配賦額は六○○万マルク、この期間の関税など配賦額は六○○万マルク、さらに 七五/七八年平均の軍事費はしなければならなくなつた。六七/七一年平均の軍事費はいわゆる南ドイツ留保権にたいする補償金とを帝国に拠出

一、五六○万マルクをしめしたのであつた。

一、五六○万マルクをしめしたのであつた。

一、五六○万マルクをしめしたのであった。

一、五六○万マルクをしめしたのであった。

一、五六○万マルクをしめしたのであった。

一、五六○万マルクをしめしたのであった。

一、五六○万マルクをしめしたのであった。

条件をそなえていたのである。むというかぎりでは、ビスマルクの財政改革に同調しうる分離主義的志向にもかかわらず、諸邦の負担の軽減をのぞ通した普遍的な現象であつた。だから諸邦は、ほんらいの通した普遍的な現象であつた。だから諸邦は、ほんらいの

- (1) Gerloff, a. a. 0. S. 141.
- ν) Gerloff, a. a. O. S. 142-3

一八七九年の関税改正

らの原則的な転向によつておこなうを要しない≫というの にかんする提案がなされ、会議において一定の了解が成 である。この構想にもとづいて、消費税および関税の改 らしめること、これが、財政改革の目標である、 れに先だつ六月に諸邦に手交されたこの会議のための覚書 であつて、 税率の自主的改正は、 者としては登場していない。 官房長官ホフマンが するのであるが、ここではビスマルクはいまだ保護関税論 市町村に、全部的ないし部分的に、移譲することを可能 なされるならば、 て諸邦の重圧的租税の軽減ないし廃止を、さらに適当とみ 分担金の軽減ないし全廃のための道をひらき、これによつ る帝国固有の収入の増加によつて、諸邦の重い負担である あつた。すなわち、帝国の処分可能な消費税や関税からな において、しめされているが、その要旨はつぎのごとくで に集まつた。ビスマルクのこの問題にかんする構想は、こ るべく、諸邦の大蔵大臣は、七八年八月、ハイデルベル mann)ビスマルクの意をたいしてのべているように≪関 主として財政関税の引上げにとどまつていた。 個々のそれにふさわしい租税を州・郡 これまでまもられてきた関税政策か というの (Hoff-

十六巻 第一号 ロ

八七

思いもよらぬことであつたのである。 た。 しいとされていたけれども、農業の保護関税にいたつては ○○○万マルクと 目される 分担金の 廃止に そそがれてい なるほど一般の雰囲気としては、工業の保護はのぞま 自由貿易的でもなく、諸邦の関心はもつぱら 八一九、 の 空気は、 とりわけて 保護関税的でもなけれ まず、 ビスマルク

別な提案として帝国議会に提出せずに、全関税制度を包括 かれが、のちには、財政関税と保護関税とを、それぞれ特 らっというのが、 制改革のさいの われわれの もつとも 確実な 盟友なのだか ちに、ブランデーを一杯やらねばなるまい。かれらは、税 税は、この観点からしかながめていなかつた。むしろ、こ の現実主義者にとつては、▲われわれは、保護関税論者た しん帝国の自立的な財政の確立が第一義であつて、 は、保護関税の旗を高くかかげることが、この場の空気に いかにそぐわないかを熟知していた。また、ビスマルクじ いつわりのない本心だつたのであろう。 保護関

> 世 のである。 をなしとげるというのが、ビスマルク愛好のやり方だつた であつた。 さらにいうならば 他方で利用すべきものは利用しその間に、 あらゆる 利害をかみ 自己の目的 合はさ

かかるうちに、現実の事態は、ビスマルクの

おもわくに

議会内部における保護関税的潮流の高揚をもいみした。こ 治≫の可能性が生じたからである。 の保守派とをもつて、多数派を形成するいわゆる≪三頭政 会民主党の犠牲において、強化され、中央党と国民自由党 れでも帝国議会内部における保守両党は、 ビスマルクが期待したほどには右寄りではなかつたが、そ 適応せる展開をとげてきた。七八年夏の総選挙の結果は、 これはまた、 国民自由党と社 同時に、

reinigung)>> 結集されたが、 (Varnbueler)の発起で、約六○名の議員からなる超党派的 た。すなわち、 な ≪自由経済同盟≫ (Die Freie Wirtschaftliche Ve あらたな議会の多数派は保護関税主義を表 選挙ののちにはその数は二〇四名に増大し が、保護関税の旗印のもとに帝国議会内に

れよりさき、

帝国議会の解散のまえに、

アルンビュ

する提案としておこない、これによつて所期の財政改革の

目的をたつしようと考えたのも、

これと同じ理由からなの

明したのである。

こうして、工業および農業の保護関税的要求は、

帝国議

ために有力な足がかりを議会内につかんだ、ということで が、これはまたビスマルクにとつても、財政改革の実現の 会の多数派によつて 代 表 せ られることになつたのである

みるのである。 あつた。 かくて、七八年の末ごろから事態は急速な進展を

が、

ここでかれは、

全輸入にたいする一般的関税義務、

なかで、ハイデルベルク会議で了解がなりたつた財政関税 十一月のはじめビスマルクは、 連邦参議院あての書簡の

品目をのぞく全関税率の改正と、 の設置をもとめ、一ケ月ののち、 連邦参議院はこれに同意 これがための特別委員会

据えられ、その構成も、 をあたえた。委員会の議長には、 た。さらに、十二月十五日付の関税率委員会あての書簡 ビスマルクに都合よくしつらえら

かのウァルンビュラーが

クは財政改革のプログラムを呈示したのであるが、この書 ──いわゆる▲クリスマス書簡≫──において、ビスマル

る。

が たある。

ための手段として、 れにはすでに周知の財政改革の目標をかかげたのち、この び地方団体の直接税負担の軽減をもたらすという、 この書簡のなかで、 包括的な関税率の改正を指摘している かれは、帝国収入の増加が諸邦およ

二年いらいの関税政策からの転換を公然としさしたのであ あるいは一般的輸入関税を主張することによつて、一八六

が、 たいするときおりの報復関税の主張にとどまつていただけ が、それはともかくとして、これまでビスマル 者協会の綱領との連繫が具体的にしめされているのである つた。一 ロシアの関税引上げや、フランスの輸出奨励金制度に 般的輸入関税の思想には、さきの租税―経済改革 クの発言

て、 それじたいがセンセーショナルな事件であつたのであ 書簡は、 かれの原則的態度 の変更 をしめすものとし

くなからず有利であつた。 しかし、 これにたいする世論の反響は、 なぜならば、すでにのべたよう ピ スマ ル クにす

八七九 年の 関税 改 Œ

かけとなったものであるから、これに若干ふれておく必要

これまでの経過をさらにいちだんと飛躍させるきつ

八九

支えとなつていた農業の大勢がその態度を一変するにおよ つたからである。最後に、 が俗流的であればあるほど、 の関税政策の責に帰せしめる保護関税論者の主張は、それ として全国にこだましていたし、また、不況の原因を従来 保護関税の要求とあいまつて、一般に≪改革≫を求める声 K が輸入されたイデオロギーにすぎなかつただけに、現実の 諸邦の財政窮乏や住民の重い直接税負担は、 うわべのかしましさにひきくらべて実質的にはその 自由貿易主義は、もともとそれ 通俗的にうけいれられやすか 農工業の

率案は帝国議会に回付された。こうして舞台は、帝国議会 会のしあげた関税率案を認可した。その翌四日には、 え、数日後の四月三日に、はやくも、連邦参議院は、 に移つたのである 関税

Gerloff, a. a. 0. S Gerloff, a. a. 0. S.

. 134 144-5

Gerloff'

委員会が招集され、三月二六日には委員会は最終読会をお

委員

財

こうした有利な情勢のなかで、七九年一月三日に関税率

力の多くを失つていたからである。

(φ) Gerloff. a. a. 0. Ś 139

第二十六巻

四

セン く、保護関税にも、少くとも工業関税には、反対ではなか 少くとも立憲的保証があたえられさえすれば の間にあつて党内が二つにわれていた。 民主党はこのいづれにも反対していた。国民自由党は、こ 賛意を表しているとみなしてまずよかつた。進歩党と社会 央党は、財政関税と、これにむすびつけられた保護関税に 帝国議会内の動向は、おおむねつぎのようであつた。 (Bennigsen) の指導下にあつて、 財政関税には 多数派は、ベニク -- 反対でな

由貿易主義をあいもかわらず固執していた。要するに、ペ 関税一般に賛成していた。少数派は、しかし、 政関税に同意し、農業関税がふくまれるかぎりでは、 という立場をしめしていた。保守両党も、その多数派は財 工業関税のおおくにたいしてもかならずしも快く思はない 政関税はいいとしても、農業関税には無条件的に反対で、 つたが、ラスケル(Lasker)を 先頭にする 少数派は、 七三年の自

クセンは、中央党なしで多数を形成するだけの票数をビ

ざるをえなかつたのであるが、しかし、法案の成立が、中 クは、むしろ反プロイセン的--分離主義的中央党にたよら スマルクに保証することができなかつた。そこでビスマル

に、ドイツ農業のオフィシアルな代表団体である

《ドイツ 地所有者は、 ビスマルクの 主たる 支柱であつたし、 さら かけを必要としたのである。とくに保守党に代表される土 党や保守両党の自由貿易的要素にたいしさらに一段の働き というかたちでなされることを避けるためにも、国民自由 央党を 主体としてこれに 他の諸党の ≪破片≫ がくわわる

協会とは反対に、いまだ農業保護関税にはつきりふみきつ 農業協議会≫(Der Deutsche Landwirtschaftsrat)が、

ていない。という事情のもとでは、土地所有者への働きか

税率討議の皮きりをなすビスマルクの提案理由の説明が、 けは、いよいよ必要と思はれた。五月二日にはじまつた関

煽動上の傑作》(ベニクセン)であつたのはそのためであ つた。この演説のなかでは、ビスマルクは、 ▲とりわけて、土地所有者を政治的に獲得せんとする、 とくに農業者

八七九年の関税改正

≪ついで≫にこれを要求するにとどまつたのである。 接税負担を 間接税に よつておきかえる ことの必要を 強調 の怨嗟のまとであり、主農論者の主張の一論点である、 し、▲国民的労働の 適度の保護≫ にかんしては、 ことの

賛成演説があつたあとで、六日間にわたる一般討論は保護 論、中 央 党 ライヘンシュペルガー(Reichensperger) の 由貿易政策の担当者である――の専問的立場からする原則 次いで、デルブリュツク(Delbrueck)――かつての自

(1) Gerloff, a. a. O. S. 164-5

関税主義の勝利におわつた。の

2 Lotz, a. a. O. S. 165.

3 Lotz, a. a. O. S. 169-10

 $\widehat{4}$

Gerloff, a. a. O. S. 158.

Gerloff, a. a. O. S. 158

Gerloff, a. a. O. S. 159.

帝国議会における各グループ間の利害の対立、

したが

9

税をめぐる工業と農業の相互の交錯する 利 害 関 係を反映 はじまつた。この対立は、第一に、鉄関税、とくに穀物関 てほんらいの困難は、五月十五日以後の第二読会とともに

第一号 九 し、第二に、帝国収入の処分をめぐるビスマ

j レ 力、

帝国議

īF.

会、諸邦のあいだの葛藤をしめした。

まづ、関税率案における鉄関税は、一〇〇キログラムーまづ、関税率案における鉄関税は、一〇〇キログラムーまで、関税率を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続の外国産銑鉄を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続の外国産銑鉄を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続の外国産銑鉄を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続の外国産銑鉄を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続の外国産銑鉄を使用する鉄工業にたいしては、特定の手続いたが、この関税率に、関税率案における鉄関税は、一〇〇キログラム一まで、使用先失り輸入と無税とする、という内容のもます。

二票対一二五票で否決された。政府案の 支持 は、かくし力な支持のもとで、ヴェデル提案も記名投票の結東、一九のであつた。後者の提案は五月十六日の第二読会で拒否さのもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする、という内容のものもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする、という内容のものもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする、という内容のものもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする、という内容のものもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする、という内容のものもとで、使用銑鉄の輸入を無税にする。

た。政府の提案では、小麦一〇〇キログラム一マルク、ラー五月二三日には、 ライ麦関税にかんする 投 票 がなされ

よつて支持されたのである。

て、中央党・帝国党および保守党・国民自由党の多数派に

自由党それに進歩党および社会民主党であつた。 保守 党ミルバッハ(Frhr. v. Mirbach)の反対提案は、 に、採決の結果、一七三票対一六一票で否決された。この は、採決の結果、一七三票対一六一票で否決された。この 提案 は、アルクのライ麦関税を要求したのであつた。 この 提案 にか反対票を投じたものは、中央党の過半、大部分の国民 は、採決の結果、一七三票対一六一票で否決された。 の 提案

らぬくり 返しであつたのに たいして、 ライ麦関税の 引上いう、古くさいほとんど理由にならない理由のあいもかわの保護が農業労働力の流出をさらにいつそううながすとかの保護が農業労働力の流出をさらにいつそううながすとか 工業 る農業の 反対が、 農業用器具の 価格を高めるとが、 工業 このように、ライ麦関税については、銑鉄関税よりも対 このように、ライ麦関税については、銑鉄関税よりも対

いる立場にかわつていたからである。また、国民的産業をていた。なぜなら、農業じしんが、一般消費者に負担を強の立場から、鉄関税に反対するというかつての論拠を失つ切実な現実性をもつていた。しかも、農業は、一般消費者

げは労賃の騰貴をもたらすという工業の側からの反対は

ライ麦が主に労働者の消費対象であつただけに、それだけ

税に反対すべき口実はもはや存しなかつたし、いわんや保業にとつて、穀物関税の引上げさえみとめられれば、鉄関う主張のほうがはるかにとおりがよかつた。要するに、農たし、その点では、労賃の騰貴が輸出能力を削減するとい保護するというのならば、工業も同じ《権利》を主張でき

ことは、ゆるさるべきではなかつたのである。誠なるユンカーにとつては、最後まで保護関税に反対する

を、▲カイザーと帝国にたいする義務≫とみなすような忠

護関税とむすびつけられている財政改革 を 実 現 すること

まで自己の利益を主張するわけにはゆかなかつたからであリアートの社会主義の脅威のまえに、ユンカーと対立して圧法≫に賛成票を投じていたブルジョアジーは、プロレタ工業のほうにも弱みがあつた。すでに、▲社会主義者鎮

る

一六〇票で可決されたのである。一六〇票で可決されたのである。「おりに、ミルバッハの一マルクライ麦関税案も一八六票対ーの妥協が成立した。すなわち、銑鉄関税案が通過したかこうして、第三読会において、ユンカーとブルジョアジ

八七九年の関税改正

- (7) Lotz, a. a. O. S. 170. なお、大野英二、ドイツ金融資本成立史論、一五○-五一頁を参照せよ。
- (∞) Lotz, a. a. 0. S 171.
- (\circ) Lotz, a. a. 0. S. 50.
- (A) Lotz, a. a. O. S. 145.
- (11) Lotz, a. a. O. S. 173. 保守派の自由貿易的小数派とトライ
- 第二読会のおわりに、委員会報告者として中央党のヴィ

olation に、 これにようによる 、 守国や真に収入する。 では、 この問題にかんして二つの提案がなされた。 おでは帝国議会の租税承諾権を侵害するおそれのある旨をあでは帝国議会の租税承諾権を侵害するおそれのある旨をあせられる関税・消費税は、一方では諸邦の独立性を、他ントホルスト(Windthorst)が、 いちぢるしい増加を予

Clausula Franckenstein)と称せられるものは、中央党象、のちにいわゆる▲フランケンシュタイン条款≫ (Die 党フランケンシュタイン (Frhr. v. Franckenstein)の提身する、という主旨のものであつた。これにたいする中央の関税率ないし塩税を各年度予算で決定し、帝国予算に収の関税率ないし塩税を各年度予算で決定し、帝国予算に収の関税率ないし塩税を各年度予算で決定し、帝国予算に収入超過が生じたがあり、コーヒおよび塩

という内容であつた。両提案のちがいは、つぎの点にあつタバコ税の収入は、人口数に応じて連邦諸邦に分与する、 が、これは毎年一億三、〇〇〇万マルクを超過する関税、 はいうまでもなく 保守両党の 支 持 をもえたものであつた

認するのであるが、 接に対立するものであつた。 参加分の増大をねらうものであり、ビスマルクの構想に直 るものであつた。これに反し、後者は、 自立的基礎を確立するというビスマルクの構想に適応しう 存せしめる《分離主義》にほかならなかつた。ベニクセン 議会の立憲的保証のもとで、 の制限を附することによつて、帝国収入にたいする諸邦の 自立的均衡化の可能性をあたえるかぎりでは、帝国財政の 諾権の確保をめざすものであつたが、しかし他方で予算の 各年度において決定することによつて、 前者は、有力な財政関税であるコーヒー、 このことによつて、 後者は、 帝国の財政を諸邦の財政事情に依 いいかえれば、 財政的≪中央集権主義≫を承 諸 邦 の 分担金拠出を永久化 帝国の収入に一定 帝国議会の租税承 前者は、 塩の関税率を

> は し≫にする性質のものであつた。 らビスマルクの足をひつばるものであつたが、とくにフラ 権力の制約をめざしたのである。これらはともに、左右か 国による諸邦財政のための配慮をとりあげ、フランケン ンケンシュタインの提案は、 ュタインは、なによりも諸邦収入の増加、これによる帝国 まづ議会の制約のもとでの帝国財政の強化、 ビスマルクの構想を≪裏返

の大時計の振子が、いまやむしろ右側にふれている》ことそれに《これまであまりにもつよく左側にふれていた政治 れた関税率法案は、ついに、六月十二日、帝国議会で採択 両党とのていけいに≪心からなる喜び≫を感じているわけ に満足を感じていたヴイントホルストの中央党は、 制しうるフランケンシュタインのほうをとつたのである。 たいベニクセンよりも、 つた。すなわち、保守両派とあわせても多数派を形成しが でもあつた。こうして、 だが、ここでもビスマルクは、 同月十五日に公布された。ハイデルベルク会議の覚 保守両派をあわせれば、 フランケンシュタイン条款を附さ 現実主義者としてふるま 過半数を

書に 一ヶ年ののちに、 実現されることになつたのである。 て、 その構想が呈示されてから、 ビスマルクの≪改革≫は、 通算して、 まがりなりに ほぼ

- Gerloff, a. a. O. S. 161
- Gerloff, a. a. O. S. 162

Lotz, a. a. O. S.

7 p

7 N

はまづビスマルクの勝利であつた。 さまざまない 考

さつはあつたにしろ、ともかくも、政府提出の法案は帝国 央党に代表される分離主義の 勝利 でもあつた。なぜなら スマルクの中央集権主義に一矢むくゆることができたから 議会を通過することができたからである。これはまた、中 フランケンシュタイン条款を附することによつて、ビ

実力に応じた獲物をおのおの懐ろにいれることによつて満 た。また、保護関税主義をそれぞれ政治的に代表する政党 である。また、工業・農業の保護関税主義の勝利でもあつ ・各派の勝利でもあつた。要するに、各グループは、その これこそは、 クの期待どおり、

> うになるが、他方、外国市場にますますつよい関心をいだ 保護関税一般が、外国のこれにたいする対抗処置をもたら ひいては輸出競争力を阻害するという理由から、 くようになつた工業側からは、農業関税が労賃の騰貴を、 のもとで、農業関税の引上げをいよいよつよく要求するよ い性質のものであつた。農業の側では、慢性的な農業恐慌 ている内部の矛盾も、 にすぎず、その後の事態の発展によって、これにふくまれ しかし、それが妥協であるからには、一時的な力の調 いつかはふたたび露呈せざるをえな あるいは

になるのである。 かかる立場を異にする二つの要求をめぐつて展開すること

ビスマル

にいたるのである。のちの八〇年代における関税政策は、

むしろ保護関税の緩和をさえ要求する

すという理由から、

て、その支出を制限しようとする希望にもかかわらず、 さえできなかつた。なぜならば、 案者ののぞむように、諸邦の財政上の安定をもたらすこと 想に対立的にむけられたフランシュタイン条款は、 帝国と諸邦の財政事情もそうであつた。 帝国の収入にたがをはめ その提 クの構

3 税改 īE.

という名にふさわしい結着であつた。

ビスマル

八七

九

年

0 関

第一号

般に資本主義の発達は帝国の 経費をいよいよ 膨 張 させた

九五

第二十六巻

方が検討されなければならなかつた。ビスマルクにとつて方が検討されなければならなかつた。ビスマルクにとつて外視しても、帝国はますます諸邦の分担金にたよらざるを終せる関係が財政全体に混乱をひきいれたということを度にある。こうして、たんに形式上の計算から、問題のがらである。こうして、たんに形式上の計算から、問題の解決をはかることの無いみさがあきらかになつたとき、税の増加の要求に応ずるためにも、これと同じ理由で、膨張していし、諸邦じしんの経費も、これと同じ理由で、膨張していたが検討されなければならなかつた。ビスマルクにとつて、が視しても、諸邦じしんの経費も、これと同じ理由で、膨張していたが検討されなければならなかつた。

他方において、七三年にはじまる不況は、短期の一時的運にたいしても、かんたんに応じられない事情があつた。お拗な努力も、諸邦における所得税中心の税制改革の機執拗な努力も、もはや覆水を盆にかえすことができなかつ

すでに失はれてしまつたが、八〇年を通じてのかれのかれのいちばんのぬらいであつた帝国財政確立のめど

保護関税ではなかつたとはいえ――かかる独占化の過程と九年の保護関税は、――それじたいはかならずしも高率の不況を通じて、工業のカルテル化が急激に 進 展 した。七中断をのぞけば、異常な長期にわたつたのであるが、この

かれじしんを 無 用 にする 方向、 すな わち、カプリヴィンスマルクの意に反してかれの足もとを掘りくずし、またこうして、七九年の改革を契機とする八○年代の発展は、を促進する有力なてことなつたのである。 を促進する有力なてことなつたのである。 をに進する有力なてことなったのである。 おルテル形成を関税≫がそれである。そして、カルテル関税の性格がテル関税がでいたとき、かつての育成的関税とはことなるあらむすびついたとき、かつての育成的関税とはことなるあらむすびついたとき、かつての育成的関税とはことなるあらむすびついたとき、かつての育成的関税とはことなるあられている。

のいみでは、七九年の真の勝利者は、一言にしていえば、義の帝国主義的発展にほかならないのである。かくて、こは≪至純なるユンカー≫のおもわくをこえたドイツ資本主かれじしんを無用にする方向、すなわち、カプリヴイかれじしんを無用にする方向、すなわち、カプリヴイ

(1) フランケンシュタイン条款における一億三、〇〇〇万マル

۴

イツ帝国主義なのであつた。

算されたものであつた。Gerloff, a. a. O. S. 162. 分担金 五、○○○万マルクの諸邦による承諾を顧慮して計クの額は、帝国経費の表面的な概算と、これにもとづく、

(3) 武田、前出、八八頁。 載)八四一八六頁をとくに参照せよ。 武田隆夫、所得税についての一覚書(『帝国主義研究』所

(一九六〇・五・二五)